

[別表1]

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ― 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
3	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
6	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表16の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
7	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表19の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
8	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度

[別表1]

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ― 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
9	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
10	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
11	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
12	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
13	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
14	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
16	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
17	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度

[別表1]

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ― 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
18	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
19	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
20	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表127の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
21	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
22	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
23	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
24	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
25	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度

[別表1]

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ― 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
26	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
27	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表111の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度